

令和2年度 第1回 成田市建築審査会 会議概要

1 開催日時

令和2年7月29日（水）午後2時から午後2時45分まで

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 第3委員会室

3 出席者

(委員)

菊地委員、廣田委員、宗藤委員、鈴木委員、並木委員

(事務局)

土木部 後藤部長

建築住宅課 大須賀課長、越川主幹、杉本主幹、津島主幹、松本係長、
渡辺係長、森田主任主事

4 議題

議案第1号 会長、及び会長職務代理者の選出

議案第2号 建築審査会運営要領の制定について

議案第3号 建築審査会傍聴要領の制定について

報告第1号 近年の許可実績について

報告第2号 令和元年台風第15号、第19号、同年10月25日の大雨への
対応について

報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について

5 その他

令和2年度成田市建築審査会開催予定について

6 議事(要旨)

議案第1号 会長、及び会長職務代理者の選出

- ・出席の委員の互選により、廣田委員を会長に選出した。
- ・出席の委員の互選により、宗藤委員を会長職務代理者に選出した。

- ・会長の指定により、今回の会議録の署名委員は、菊地委員と宗藤委員となった。

また、次回からは、出席者のうちから2名ずつ輪番制として会長が指定することとした。

議案第2号 建築審査会運営要領の制定について

- ・事務局より建築審査会運営要領の説明

(質疑応答)

委員 建築審査会運営要領第4条3項で、「関係人及びこれらの者の代理人は、口頭審査に出席できない場合は、あらかじめ、理由を付した文書を会長に届け出るものとする。」とあり、同条4項で「前項の場合において関係人は、当該事件について陳述書を提出することが出来る。」とあるが、出席できない場合とは、任意に出席しない場合も含めてということの良いか。

また、出席を求められた場合に、出席できないという陳述書を出すという場合もありうると考えてよいか。

事務局 そのとおり。

議案第3号 建築審査会傍聴要領の制定について

- ・事務局より建築審査会傍聴要領の説明

(質疑応答)

委員 審査会の議事録を作成すると思われるが、議事録は公開されるのか。

事務局 公開する。

委員 発言者がわかるようにすると支障がある場合もあるので、特定されないように考えてもらえたら良いと思う。

また、傍聴人については、受付の際に住所・氏名を記入してもらおうと思うが、議事録に記載した場合、情報公開の請求があった時に、住所・氏名が出るという事は、いろいろと問題が生じることになると思う。

したがって、議事録に記載しないというのであれば、公開して

も問題はないと考える。その辺を支障が無いようにご検討いただきたい。

事務局 議事録の発言者につきましては、特定できないように考慮させていただく。また、傍聴人の住所・氏名については、議事録には記載しないこととする。

委員 成田市と同様な審査会においても、傍聴要領が定められていると思うが、他の審査会の傍聴要領と特異としている、あるいは変わっている点があれば教えていただきたい。

また、先程事務局から発言者の記載については考慮するとの発言があったが、他の審査会の議事録で、発言者の氏名が記載されているものもあったと記憶している。その辺を確認させていただきたい。

事務局 まず、他の審査会の傍聴要領との違いについて、本要領は、都市計画審議会等の傍聴要領を参考に作成しており、特異としているものはない。

二点目の発言者の氏名が記載されているものもあるのではという事であるが、他の議事録を確認し、その上で議事録の作成をさせて頂くことにする。

事務局 附属機関会議における会議録について、誰が何を発言したかを特定しない形で、質問と回答について、概要を公開することとなる。

なお、事務局の起案した会議録の情報公開請求があった場合は、氏名を消しての公開になると思われる。

委員 審査会は原則公開ということだが、これは成田市情報公開条例が根拠条例になると考えるが、資料として関連箇所の抜粋を頂きたい。

事務局 次回の審査会において提出する。

報告第1号 近年の許可実績について

・事務局より近年の許可実績の説明

報告第2号 令和元年台風第15号、第19号、同年10月25日の大雨への対応について

- ・事務局より令和元年台風第15号、第19号、同年10月25日の大雨への対応の説明

(質疑応答)

委員 緊急修繕補助制度について、期限というものはあるのか。

事務局 期限については、受付期間が今年中、補助をするのが本年度中と考えている。県の施策でもあるので、そちらとの整合性もあり、現在調整中である。

報告第3号 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について

- ・事務局より新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応の説明

7 その他（要旨）

令和2年度成田市建築審査会開催予定について

- ・事務局より令和2年度成田市建築審査会開催予定の説明

(質疑応答)

委員 審査請求があった場合に、法律上1カ月以内に採決しなければならないとされており、審査請求が出てすぐに日程調整をする必要があると思われるが、その場合の日程的なイメージがあれば教えていただきたい。

事務局 審査請求があった場合、他の行政庁のスケジュール感等を参考にしながら、対応させていただきたいと考えている。

イメージとしては、急に審査請求が出るものではないと思うので、出てきそうなものに関しては、早い段階でそれ以降のスケジュールについて整理した上で対応させて頂きたい。

委員 事前に審査請求に関する資料を配布していただいて、検討する時間を頂きたいと思う。

事務局 事前に配布することとする。

委員 今回は、事前に何度も事務局より電話連絡にて、建築審査会開催の日程調整をしてもらったが、なかなか的確に返事をするのも難しい面もあるので、今後は事務局と会長で決めてもらうことが可能であるならば、検討していただきたい。

事務局 今回は第1回目ということで、慎重に皆様に確認をさせてもらった上で、開催スケジュールを決定したが、今後については、事務局と会長とで年間4回のスケジュールを決めさせていただくこととする。

8 傍 聴

傍聴者 1人（うち記者0人）

9 次回開催日時（予定）

令和2年11月10日（火）午後2時から